二　当該運用の方法による運用から生ずると見込まれる収益（当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用を控除したものをいう。）について、当該集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること。

三　第一号の損失の可能性が、前号の見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること。

四　当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額が、第二号の見込まれる収益に照らし、過大でないこと。

（指定運用方法の選定過程）

第十九条の二　法第二十三条の二の規定に基づき企業型運用関連運営管理機関が指定運用方法を選定しようとする場合にあっては、企業型運用関連運営管理機関は、事業主に対し、指定運用方法の選定に際して必要な情報の提供を求めることができる。

2　事業主は、前項の場合において、指定運用方法の選定に際して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（運用の方法等に係る情報の提供）

第二十条　法第二十四条の規定により企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあっては、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法ごとに、次に掲げる情報を提供するものとする。

一～七　（略）

2　法第二十四条の二第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項

二　指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報

三　指定運用方法を運用の方法とする運用の指図については、法第二十五条第一項の規定により運用の指図の変更を行うことが可能である旨

四　指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合において、その運用から生ずる利益及び損失については、当該運用の指図を行ったものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が責任を負うものである旨

五　法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間

六　前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者が指定運用方法の内容を把握するために必要な情報

3　企業型運用関連運営管理機関等は、専門的な知見に基づいて、第一項各号に掲げる情報を、運用の方法を企業型年金加入者等に提示するときその他必要に応じ企業型年金加入者等に提供しなければならない。

4・5　（略）

（運用の方法の除外）

第二十条の二　法第二十六条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　運用の方法が令第十五条第一項の表の三の項ワ、カ、ナ又はラに掲げる方法である場合にあっては、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）が同法第二百十六条の規定により同法第百八十七条の登録の取消しを受けたこと。

2　令第十五条第一項第五号イの厚生労働省令で定める部分は、各企業型年金加入者等に係る払込保険料から、保険業法施行規則第七十条第一項第一号ロに規定する未経過保険料及び同項第三号に規定する払戻積立金の合計額を控除した部分であって、各企業型年金加入者等に係る払込保険料の全額のうちに占める割合が、千分の三以下であるものとする。

3　令第十五条第一項第四号イ及び同項第五号イに規定する運用の方法は、当該運用の方法を選択して運用の指図を行っている受給権者が法第二十八条の給付の請求をしたときに、当該運用の方法に係る個人別管理資産の全額を当該受給権者に対し一時金（法第三十五条第二項又は第三十八条第二項に規定する一時金をいう。）として支給することができるものでなければならない。

（新設）

（運用の方法に係る情報の提供）

第二十条　法第二十四条の規定により企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあっては、各運用の方法ごとに、次に掲げる情報を提供するものとする。

一～七　（略）

（新設）

2　企業型運用関連運営管理機関等は、専門的な知見に基づいて、前項各号に掲げる情報を、運用の方法を企業型年金加入者等に提示するときその他必要に応じ企業型年金加入者等に提供しなければならない。

3・4　（略）

（運用の方法の除外）

第二十条の二　法第二十六条ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　運用の方法が令第十五条第一項第三号ル、ソ又はツに掲げる方法である場合にあっては、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）が同法第二百十六条の規定により同法第百八十七条の登録の取消しを受けたこと。